

フランスのドメスティック・バイオレンス 関連機関の取り組み

—関連機関インタビュー—

神尾 真知子

La lutte contre les violences au sein du couple en France - la interview avec Professeur Elizabeth Brown, Les Ser- vice des Droits des Femmes et L'Egalité, le Centre Na- tional d'Information et de Documentation des Femmes et des Familles, et la Gendermerie Nationale

KAMIO, Machiko

Abstract

Le gouvernement français et les associations des femmes llutent contre les violences au sein des couples. Je les ai interviewé en novembre 2004.

要 約

平成15年度から平成16年度にかけて、科学研究費補助金基盤研究C(1)の共同研究「家族の変貌と暴力」に参加した。家族からの暴力には、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)があるが、私は、ドメスティック・バイオレンス(以下DVという)を担当した。

日本では、2001年にDV防止法が施行され、2004年に改正がなされ、加害者に対して発せられる保護命令を中心とした法整備が図られている。このように、DV防止法という特別法を定めて、加害者からの被害者保護を中心とした法的対応をしている日本に対して、フランスは、既に制定されている一般法(刑法典・刑事訴訟法典・民法典)の中で、DVの特別規定を設けて法的な対応をしている。日本では、余力が点が置かれていないDV加害者に対する刑事罰の適用の推進、それもDVという暴力犯罪を重罰化していることがフランスの特色である。

本稿は、フランスのDVの調査研究のために、2004年11月20日から11月28日にかけてフランスを訪問し、関係機関に行ったインタビューである。インタビューから、関連機関のDVに対する考え方と取り組みを知ることができる。関連資料については、次号において翻訳する予定である。

キーワード

les violences au sein des couples / les Violences entre les Femmes en France- Une enquête nationale
Ministère de la parité et de l'Égalité professionnelle
le Centre National d'Information et de Documentation des Femmes et des Familles / association
la Gendarmerie nationale

**1. 11月22日(月) : パリ第1
大学人口問題研究所エリザベ
ス・ブラウン教授**

パリ第1大学人口問題研究所は、2000年にフランスで初めて行われた「女性に対する暴力」の全国調査を実施した。全国調査は、“Les Violences envers les Femmes en France- Une enquête nationale”(フランスでは、EN-VEFFと略されている)として、La documentation françaiseより公刊されている。インタビューしたエリザベス教授は、コンピュータによる調査分析の専門家である。

(1) なぜ人口問題研究所が、女性に対する暴力全国調査を担当したのか?

北京女性会議によって、政府が、女性に対する暴力の調査をすることになり、INED (Institut National d'Études Démographiques、国立人口問題研究所)の男性研究者に調査を依頼した。しかし、彼は専門でなかったので、パリ第1大学人口問題研究所のマリー・グラントに調査を依頼した。

女性に対する暴力全国調査を担当したマリー・ジャスパール教授は、人口問題や性社会学のスペシャリストである。私は、統計学とコンピュータ情報の専門家である。女性に対する暴力全国調査は、Computer assisted tele-

phone inquiry (collecte assistée par téléphone et informatique) という方法によった。

(2) なぜ、人権の国フランスで、女性に対する暴力調査が遅かったのか?

70年代にフェミニズム運動があったが、当初は、中絶問題に関心があった。民間団体 (association) は、家事労働や家庭内の問題に取り組む中で、30年前から、家庭内で暴力があることはわかっていた。

北京会議以降、DVは社会政治的な観点で表に出てきた。DVは、それまでは個人間の問題とされていた。貧乏な人の問題ととらえられていた。そうではないことの確認と認識をさせるための社会政治的な取り組みがあった。

家庭内・夫婦間の暴力は、privateな問題としてとらえられていたが、publicな問題としてとらえられるようになった。政治の場面にDVが登場した。北京会議の宣言が出て、全ての政府に対して、女性に対する暴力の調査を指示した。

夫婦間暴力 (violences conjugales)、家族における暴力 (violences dans la famille)、労働における暴力 (violences au travail) が、女性に対する暴力全国調査の対象である。

(3) フランスの夫婦間暴力の特色は何か？

スイスやカナダと同じような傾向が出ている。すなわち、あらゆる階層にDVは存在する。両性間暴力、夫婦間暴力の割合が大きい。

(4) 社会からの反応はどうか？

第1に、数字の面で、社会は、10人に1人が夫婦間暴力の犠牲者という発見をした。第2に、暴力に関して、心理的暴力を含めて調査したので、方法論的批判を受けた。第3に、暴力に関する批判があった。

(5) パリ第1大学人口問題研究所とは？

INEDではない。パリ第1大学の5つある研究センターのうちの一つであるピエール・マンデラセンターの中にある。その中に人口問題研究所がある。教育機関であり、学部生、院生、博士課程の学生が、約120人在籍している。

(6) DVの取組み体制は？

全国調査は、情報の面で、国中にインパクトを与えた。みんながDVの存在を確認した。

女性に対する暴力に取り組んできたassociationは、お金を出せという要求を、国に対して出来るようになった。正当化の後押しが出来ようになった。

前政府の文部大臣セゴレーヌ・ロワイヤルは、男女の平等の問題について、子どものときから情報を与えるという制度を作った。先

生に対する教育、子どもに対する教育、男女の性の平等の教育などが行われている。

警察官に対する教育も行われている。警察官は、当初暴力を受けた女性の訴えを真面目に受け止めなかった。理解して受け止めることが必要だ。

現在、法案が出ている。夫婦間暴力で犠牲になった女性が、家にいていい。夫を出て行かせる法案である（筆者注：これは、2004年5月26日法のことである。同法によって民法典の婚姻に関する規定が改正され、緊急措置として、加害者に対して、夫婦の住居からの退去を家事事件裁判官が命じることができるようになった。2005年1月1日より施行）。

ところで、女性に対する暴力を認めない勢力がある。保守主義者たちである。この40年間で、女性の地位が早く変化したので反対した。

私達は、アメリカ流フェミニストとレッテルを貼られたが、そうではない。女性に対する暴力は、現実だ。バタンテール（高名なフェミニスト）やイアキューブ（法学者）が、この女性に対する暴力全国調査を批判した（筆者注：ENVEFFは、次のように批判されている。

被害者主義フェミニズムの立場に立っている。

概念の寄せ集めによる論理構成がなされているなど。以上、日仏女性資料センター「女性情報ファイル」78号、79号、80号、2003年12月、2004年2月、6月参照）。

(7) 女性に対する暴力の原因は何と考えているのか？

主たる原因は、文明にある。男の支配。男性が強く、女性が弱いという伝統的な男女関係から来ている。副次的原因には、男性の生きづらさがある。失業や上役から頭を押さえられている。このような男性の問題は、マー

ジナルだと考える。

男性支配がグローバルな問題だと思う。職場で女性が犠牲になっている。家庭でも女性が犠牲になっていることが多い。夫婦間の暴力を受け入れている人が、職場でも暴力を受け入れている。やはり、男性支配が問題である。

(8) 大都市で女性に対する暴力が多いのはなぜか？

そうとはいえない。最終結果では、調査対象に若い女性が多かったことや、経済的問題や電車に乗ることが、大都市で女性に対する暴力が多い理由である。多い理由と産業化は関係ない。

(9) 移民と暴力の問題は？

移民女性への暴力が多いという結果が出てきている。大都市には、移民の問題がある。

2. 11月23日(火) : パリテ・職業平等省の女性の権利局「女性に対する暴力」担当者ニコル・ミシェルさんとファロウ・ブレットさん

パリテ・職業平等省は、政府の男女平等政策を推進する中心的役割を果たす官庁であった。2005年6月2日に、同省は、雇用・社会的団結・住居省付社会的団結・パリテ担当省に変わり、女性の権利局も、社会的団結・パリテ担当省の管轄下に入った。

(1) どのようなことを担当しているのか。

私(ニコル・ミシェルさん)は、従業員の社会的権利問題を担当している。働く人たちの問題や職業教育に取り組んでいる。明日は、*jour nationale*で大臣が閣議でグローバルプランを提案する(筆者注: 2005年11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際デー」において、当時のパリテ・職業平等大臣のニコル・アムリーヌは、「女性に対する暴力反対のたたかいのためのグローバルプラン2005~2007、女性の自律のための10の施策」を発表した。内容については、日仏女性資料センター「女性情報ファイル」82号、2004年12月参照)。

(2) これまでの取組みの経過は？

裁判の判決があった。女性に対する暴力に対して、80年代に、国がやっと関心を持つようになった。強姦法が出来た。同法を夫婦間暴力にあてはめることが可能になった。

1992年法によって、刑法の改正がなされた。暴力が夫や元夫によって行われる場合、普通の暴力よりも厳しく罰する(筆者注: たとえば、「8日を超える労働不能を引き起こす暴行」に対して、通常は3年以下の拘禁刑や45,000ユーロ以下の罰金が科されるが、DVの場合は、5年以下の拘禁刑や75,000ユーロ以下の罰金が科される)。

2004年5月26日法は、民法典(CODE CIVIL)220-1条1項及び3項を改正し、加害者である配偶者に対して被害者に近づくなということが出来ることになった。これは、結婚法内の取り扱いである。離婚が話題にのぼらないうちに、そういう状態で困っているときに利用する。この法は、離婚が現実化して

いない場合も、夫を妻から離すことができる。4ヶ月しか認められていない。4ヶ月しか有効ではない。4ヶ月経つと離婚する。2005年1月1日から施行される。

刑法 (CODE PENALE) でも、暴力を受けた女性に関して、男性を遠くにやる事が出来る。刑事裁判の裁判官は、裁判を受けている間、加害者に対して近づくなといえる。

民法典の規定は、刑事裁判にもっていく決心のつかない心理状態の女性が、離婚の決心がつかない状態で利用する。

(3) 保護命令違反に対する処罰規定はあるのか？

ない。

(4) 警察官への教育はどのように行っているのか？

警察署や内務省がよくやっている。内務省と共同で協力してやっている。各交番に窓口が出来ている。初任研修 (formation initiative) や継続教育 (formation continue) が行われている。省 - 県 - 地方というネットワークの中で各地の警察と協力してやっている。

(5) 警察を紹介してくれないか？

内務省の担当者と憲兵隊の担当者の連絡先を教えてくれた。そのおかげで、後述の憲兵隊担当者にインタビューすることが出来た。

(6) 連携について？

医者。association。いろいろある。警察に行く。

(7) 一般に被害者がよく行くところはどこか？

まず医者が多い。associationも多い。なかなか女性がいけない。行かせることが必要である。暴力は、体とは別の問題、裏の問題を考える。

(8) 裏の問題とは何か？

身体の暴力。いろいろな形の暴力。10人に1人がドメスティック・バイオレンス被害者である。心理的な暴力。プレッシャー。いろいろな種類のバイオレンスがある。

暴力を受けた女性の5%しか表に出していない。暴力を受けた人が表に出せるように、支援機関が信頼できることを示さなければならない。

表に出せない理由には、社会的視線や経済的問題がある。夫をいったんは告訴するが、取り下げることがある。それは、「子どもがいる」「夫への愛がある」などが理由である。

(9) 女性の自律 (autonomie des femmes) について

女性の自律のためには、若いときから男女平等の教育が必要である。先生の教育も必要で、行っている。

暴力に遭った時、家を出る。そのためには、宿舎を与えなければならない。お金を与えなければならない。女性が職業を持つことが大切だ。

(10) 男性への取組みは？

昨年の11月25日、アムリーヌ大臣が、有

名男性30人に、暴力憲章 (charte de violence) に署名させた。男性の言葉を使って、キャンペーンを行っている (日仏女性資料センター「女性情報ファイル」82号、2004年12月参照)。

(11) 総合的な暴力に取り組む法の可能性は？

子ども、高齢者、配偶者に対する暴力がある。しかし、子ども家族省 (当時) は子どもと家族、女性の権利局は女性、雇用省は職場のセクハラというように、縦割り行政の問題がある。

地方自治体との関係もうまくいっていない。たとえば、子どもの問題は、国と県の管轄関係でうまくいっていない。Le monde にその記事が載っている (記事のコピーを持って来て下さった)。子どもの問題を県が担当するようになった。県知事の方針と国の方策が対立している。

(12) DV 関係のパンフレットの配布について

40万部作成した。警察、市役所、交番、病院で配布した。

(13) 女性の権利局の組織について？

全部で50人いる。DVは、1人で担当して

いる。他のこともやっている。sexismについても担当している。離婚の法律も担当している。犠牲者に対する援助。あらゆる意味のvictimに対する援助も取り組んでいる。強盗に遭って、加害者が釈放された時の被害者を守る仕事もやっている。

(15) 権限の配分について？

ネットワークがある。省は県 (department) に1人送っている。délégué regionale。主な県の出先機関にいる。女性問題は国から来ている (下図参照)。子ども問題は地方自治体から来ている。

3. 11月23日 (火) CNIDFF : トスティビンテさん

CNIDFF (le Centre National d'Information et de Documentation des Femmes et des Familles、女性と家族の情報・資料全国センター) は、1972年に設立された association である。全国の119の女性の権利センター (CIDF) を束ねる役割を果たしている。政府が後見し、補助している。権利、雇用、親であること、健康、日常生活に関する情報提供などを行っている。CNIDFFは、DV被害者への情報提供など、DV問題と深いかわりを持っている。

【地方】

1人省から来ている。

= department

↑
中心になるところ：地域圏所在地にいる人が地方代表 (délégué regionale) も兼ねている。

(1) トスティビンテさんの仕事内容は？

私は、心理学を専攻した。コンサルタントである。家族の問題、特に夫婦間のコンサルタントをしている。男女関係の心理。夫婦間の暴力。

(2) CNIDFF の組織について？

associationである。独立の協会だが、政府に近い。女性の権利局が、後見者 (tuteur) である。補助金が少なくなっている。市、福祉活動 (action social)、連帯省、EUからお金が来ている。資金調達努力をしている。プライベートな契約をしている。自分たち自身で、共済組合と契約して、夫を亡くした妻の心理的サポートをしている。ここに25人のスタッフがいる。独立している。

CIDFは、県に一つずつある。ネットワークはあるが、独立している。予算についても独立している。conseillerとは、ネットワークのコンサルタントである。まとめ役。パリ市内のCIDFは、今年8月になくなった。お金の問題である。

(3) CNIDFF の仕事は？

県全体のネットワークである。

法について、現場の意見を国に伝える。どちらの法がいいのか。たとえば、離婚法改正について、現場での問題点が出てくる。CIDFの意見をCNIDFFが集約する。それを法務省に伝達する。

例を挙げると、調停 (mediation) が問題となっている。離婚が多いフランスでは、離婚の場合、すぐに裁判所に行く。裁判所はパン

クしている。そこで、裁判所に行く前にmediation (調停) という制度を設けた。そこにまず行く。そこで夫婦がけんかする前に自分たちで決めさせるように指導する。これは義務ではない。

CNIDFFは、現場の声を集約して、mediationは、DVがある夫婦間では機能しないと指摘した。現場を知っているので、政府に対して発言することが役割である。省がいろいろな問題について聞いてくる。書面で回答する。

会合も開く。たとえば、1年前に中絶法反対の動きがあった。ある議員が、妊娠女性が交通事故で死亡した時は、罪を重くすべきであるという法案を出した。これは、中絶反対の意見につながりうるという反対意見を述べた。これは通った。

(4) DVの法的対応の問題点は？

夫を家から出させる法案が出たけれど、4ヶ月後離婚手続きが必要である。夫を訴えることが出来なければならない。価値がなくなる。

(5) 個人的にDV被害者に対してやっていることは？

もう一つ所属している団体であるmaison des femmesの活動として、暴力を受けた女性たちを集めて援助する会合を持っている。2つのグループがある。第1のグループは、夫からの暴力を受けた女性に話をさせる。第2のグループは、性暴力の犠牲者たちに話をさせる。2人の女性はレイプ被害者で、子どものときに性暴力を受けていた。元気付ける。

(6) DVの原因をどう考えるのか？

男性支配が原因である。どこを取っても男性の価値が優勢である。ユーゴスラビアがそうだ。男性支配が連綿と続いている。

(7) 女性に対する暴力の全国調査と分析に関する感想は？

批判があった。第1に、イアキューブなど。第2に、マリー・ピクトワールビル。数字は、もっと実際は多い。全国調査は、電話やインターネットを持っている女性しか答えていないという批判がある。しかし、いずれにしても全国調査の意味はあった。

政府は、殺されて死んだ女性の数字を余り出していない。夫や恋人から殺された女性の数字が出てこない。ヨーロッパ水準でいうと、ルーマニアが高い。スウェーデンも高い。それは、そういう数字を持っているからである。

全国調査は、第一歩である。マリー・タランティニアンの事件があった（筆者注：有名なロック歌手であるパートナーのDVによって女優のマリー・タランティニアンが殺された事件である）。

(8) DVに対する取組みや解決方法は？

教育が大切だが、むずかしい。加害者への教育。子どもの小さいときからの教育。警官、福祉関係者、裁判官にDV問題を認識してもらおう。微妙な問題である。受け入れる人たちの教育。福祉関係者、先生、裁判官に、どういう風に女性にコンサルタントするかの教育を行っている。

DVは、あらゆる男性の問題の氷山の一角。

男性の価値。DVは、「歴史や社会の大きな男性支配の象徴的な問題」である。

普通の男性の教育が必要である。社会的な共有（partage sociale）。社会全体から来ているおかしさが問題である。個人的な問題とせず、社会的な問題とする。夫だけを批判するのではなく、社会の問題として認識して、声高くしゃべることができるようにする。

(9) 離婚法改正について？

結婚している人しか対象とならない点が問題である。ユニオン・リーブル（事実婚）は対象外。もれる人が多いのではないか。

4. 11月25日（木）女性に対する暴力に取り組むassociationであるパロール・デ・ファム：メスポンエスさんと相談員女性

パロール・デ・ファムは、maison de formation et emploi（職業教育・雇用センター）の建物内にあった。お隣はCIDF（女性の権利センター）であった。

(1) 政府からの援助について？

プランはいっぱいあるが、お金はない。今日の映画会で上映する映画は、スペインの映画である。暴力を振るう夫。振るわない時は、やさしい夫（筆者注：フランスの女性団体は、スペインのDV防止に対する法的取組みに関心をもち、評価している）。

(2) 活動について？

パンフレットは、全国女性連帯同盟（feder-

ation national solidarité femmes) が作った。同盟には50くらいの団体が入っている。その中には、1978年から女性に対する暴力に取り組む団体も入っている。一番大きく、古いところは、フローラ・トリスタンという団体である。24時間体制。警察や病院から、被害者が送られてくる。

パロール・デ・ファミも同盟に入っている団体の一つである。困った人が電話をしてくる。その相談を受ける。宿泊所を教えてあげる。ここには、宿泊所はない。

女性に対する暴力や女性差別はおかしいことを知らせる。予防として、小さな子どもに、男女平等を教える。

パロール・デ・ファミは、1996年創設された。中絶法改正に反対する運動を一緒にやって、仲間が出来たので、その人たちが中心になって作った。10人がボランティア活動をしている。2人が有償である。働く時間の4分の3については、国から援助が出る。

(3) この建物について？

市の持っている建物である。いろいろなグループが入っている。女性の権利局のインフォメーションセンターも入っている。誰でも来やすい建物である。

(4) 相談状況について

1日10件近く相談がある。今年815件近くある(今年1月1日から今日まで)。電話を受け、最後には会う。電話した人はほぼ皆ここに来る。

パンフレットは、全国女性連帯同盟の資料であり、全体の動きを紹介している。DVの電話番号は全国一律で、そこに電話すれば、どこに住んでいるかを聞いて、その土地の相

談所を紹介する。145人の女性と話し合った(今日まで)。宿泊所紹介や電話で相談を受ける。電話をかけてくるのは、深刻な相談が多い。

土曜日の午前中に、被害者たちで話す会を開催している。1年くらいやると自立して、離婚していく。1年かかる。4年かかる女性もいる。妻は離婚しなかったが、夫が裁判所に持って行って、長引いた。夫は医者だった。

(5) 被害者の仕事のことについて？

ここに電話する人は、既に働いている人が多い。若い人たちは、一度働いたらやめない。

働いていない女性に対しては、職業訓練を実施している。子どもが昼間学校へ行っている間に、stage(研修)に通わせて独立できるようにする。

(6) フランスの状態は？

中絶問題で、元に戻そうという運動が、反フェミニストからある。暴力の問題。女性のレズビアンの声。

移民女性の問題もある。女の子たちを自分の国にバカンスで行かせて、そこで結婚させてしまうことがある。アフリカの女性の性器切除の問題も深刻である。

家族間の性暴力は、重罰になっている。父親や叔父など。

(7) 女性の暴力に対する法の評価は？

法はいいが、適用が不十分である。暴力を受けた女性、特に性暴力を受けた女性は、どうしても体は仕方がないが、人格が二重人格に

なってしまう。破壊された性格になってしまう。

(8) 男性が女性に暴力を振るう原因をどう考えるか？

子どものときに、何かつらいことがあり、自分の中に問題があるが、それを横において、生活している。しかし、それはいつか出る。押さえる力がなくなる。女性を選ぶときに、犠牲者となるような女性を選ぶ。雑誌Elleの最新号にその記事が載っている。

(9) どうすればよいか？

男性を変えなければならない。男性に援助を与える。心理学者が1人働いている。

5. 11月26日(金) 憲兵隊(ジャンダルミニ) : プラットさんとベリロンさん

憲兵は、内務省管轄下で、軍に属しているが、警察と同じように警察権限を有している。フランス全土の小さな町にまで配置されている。歴史的には中世の兵士に辿ることが出来、訪問した憲兵隊の建物の壁には、よろいと剣が飾られていて、城砦のようだった。

(1) プラットさんの話

今年は女性にとって記念すべき年。シモーヌ・ヴェイユが、中絶法を通したのが1974年で、丁度30周年にあたる。昨日は、女性に対する暴力反対の日だった。

憲兵への教育では、暴力とはどういうものかを説明する。プレッシャーを受けている犠牲者の感受性についても学ばせている。家を

出るとお金がない。家を探さなければならない。電話での対応の仕方を学ばせている。交番で訴えを受けたときにどう受けるか。現場に行ったらどう対応するか。調査の仕方。暴力を振るった人にどういう態度を取るのか。

DVに関するパンフレットは古くなっている。10年前に作成した。新しいものを作ろうとしている。

國中10万人憲兵がいるが、パンフレットは7万人が受け取った。10年来、教育を行っている。警察署やパリテ・男女職業平等省と協力している。

国家憲兵(Gendarmerie nationale)は、軍(force militaire)に所属している。内務大臣の下にいる。國中にある。軍隊のいるところには、憲兵がいる。たとえば、海外県、ポリネシア、ニューカレドニア、コートジボアールにもいる。400人くらい海外にいる。秩序維持のためにいる。憲兵は各郡(カントン)にいる。460ユニット。国家警察は、2万人以上の町にいる。地理的に見ると、フランス全土の95%に憲兵、5%に警察。人口で見ると、フランス全体の人口の55%に憲兵、45%に警察である。

法務省と一緒にガイドブックを作った。昨日完成した。裁判官のためのガイドブックである。調書の作り方。裁判に使えるような調書を作る。

憲兵の教育は、アカデミーで行っており、入ってすぐの初任研修は、幹部生は2時間、非幹部生は40時間行う。犠牲者をいかに受け入れるかの教育を行う。仕事についてからも実施している。電話を受ける人は7日間、幹部は2時間から4日間の研修がある。

また、社内報(GEND info)などで、いろいろな情報を流す。憲兵の憲章がある。犠牲者を受け入れるという憲章である。

憲兵の受け入れ姿勢について、犠牲者から

評価をしてもらっている。アンケートを実施し、県ごとに結果を出している。85%が満足している。この結果は公表していない。警察はやっていない。

(2) DV被害者への対応は？

憲兵が調書を取る。そして、検察官に行く。

また、被害者に association の情報を与える。被害者が混乱しているときは、憲兵が代わりに association に電話する。

(3) 夫婦間暴力の現状について

以下のような数字を教えてください。

< 夫婦間暴力の件数 >

1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年 1,2,3月	2004年 4,5,6月
864件	1055件	3286件	4372件	5559件	7660件	7308件	7554件	7764件	6564件	5952件